

公益社団法人石狩市シルバー人材センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人石狩市シルバー人材センター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を北海道石狩市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 センターは、定年退職者等の高齢者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条及び第5条において同じ。）に係る就業の機会を確保し、及び高齢者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他多様な社会参加活動を援助して、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。
- (2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、職業紹介事業を行うこと。
- (3) 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。
- (4) 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。
- (5) 石狩市が指定する指定管理者として行う公の施設の管理運営を行うこと。
- (6) 前四号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。
- (7) その他目的を達成するために必要な事業を行うこと。

2 前項の事業は、石狩市及びその周辺において行うものとする。

第3章 会員

(種別)

第5条 センターの会員は、次の正会員、特別会員及び賛助会員の3種とし、正会員及び特別会員（以下「正特会員」という。）をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者。

ア 石狩市に居住する、原則として60歳以上の者。

イ 健康な者であって、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業又は社会奉仕活動を通じて自己の能力を活用し、それらによって生きがいの充実や社会参加を希望する者。

(2) 特別会員 センターに功労があった者又は事業運営に必要な学識経験を有する者で、理事会の承認を得た者。

(3) 賛助会員 センターの目的に賛同する個人又は団体であって、事業に協力するもの。

(入会)

第6条 センターに入会しようとする者（特別会員を除く。）は、理事会の定めるところにより入会申込書をセンターへ提出し、理事長の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 正特会員は、センターの活動に必要な経費に充てるため、総会において定める会費規約に基づき会費を支払わなければならない。

2 賛助会員は、総会において定める会費規約に基づき賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 正特会員及び賛助会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 正会員が石狩市に居住しなくなったとき。

(3) 全ての正特会員の同意があったとき。

(4) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(5) 1年以上会費を滞納したとき。

(6) 除名されたとき。

(退会)

第9条 正特会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において、正特会員の総数の半数以上であって、正特会員の総数の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の 1 週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) センターの定款又は規則に違反したとき。
- (2) センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員が第 8 条の規定によりその資格を喪失したときは、センターに対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

2 センターは、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第 4 章 総会

(構成)

第 12 条 総会は、正特会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任又は解任
- (3) 役員報酬等の額
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (7) 正特会員又は賛助会員の会費の金額
- (8) 第 29 条 1 項に規定する役員責任の軽減
- (9) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第 14 条 センターの総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催する。

3 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 正特会員の5分の1以上から、会議の目的である事項及び召集の理由を記載した書面により、召集の請求が理事にあったとき。

(招集)

第15条 総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、すべての正特会員の同意がある場合には、その召集手続きを省略することができる。

2 理事長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の召集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項、その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正特会員が書面によって、議決権を行使することができるときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において出席する正特会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正特会員1名につき1個とする。

(定足数)

第18条 総会は、正特会員の総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第19条 総会の決議は、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、正特会員の総数の過半数が出席し、出席した正特会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は正特会員として決議に加わることはできない。

(書面決議等)

第20条 総会に出席できない正特会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正特会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前二条の規定の適用については、その正特会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正特会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正特会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議長及び出席した理事のうち、当該総会で選任された理事2名以上が前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第22条 センターに、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上11名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 役員は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 センターの理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、センターの理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、センターの職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、センターを代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、センターの業務を執行する。
- 4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、センターの業務を分担執行する。また、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、代表権を除く業務執行に係る職務を代行する。
- 5 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して、事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定

時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 3 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、第 22 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、正特会員の総数の半数以上であって、正特会員の総数の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等及び費用)

第 28 条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員が職務を行ったときは、その費用を支給することができる。

(役員責任免除)

第 29 条 センターは、一般社団・財団法人法第 113 条第 1 項の規定により、総会において正特会員の総数の半数以上であって、正特会員の総数の議決権の 3 分の 2 以上の決議をもって、役員同法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、賠償責任額から同法第 113 条第 1 項の損害賠償責任について、賠償責任額から同法第 113 条第 1 項第 2 号所定の金額（以下「最低責任限度額」という。）を控除した額を限度として免除することができる。

- 2 センターは、一般社団・財団法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事会の決議によって、役員同法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、賠償責任額から最低責任限度額を控除した額を限度として免除することができる。

第 6 章 相談役

(相談役)

第 30 条 センターに、任意の機関として相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、次の職務を行なう。
 - (1) 理事長の相談に応じること。
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 相談役は、無報酬とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、相談役には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第7章 理事会

(構成)

第31条 センターに理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) センターの業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長とする。

(定足数)

第35条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により、同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第37条の2 理事又は監事が、理事又は監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は第24条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 資産及び会計

(資産の管理)

第39条 センターの資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議により、別

に定める。

(事業年度)

第40条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 センターの事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 センターは、第2項の定時総会終了後直ちに、法令の定めるところにより第1項の書類を公告するものとする。

4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び正特会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入及び重要な財産の処分又は譲受け)

第43条 センターが資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

2 センターが重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ承認を

要する。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 44 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第 42 条第 1 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、第 47 条の規定を除き、総会において正特会員の総数の半数以上であって、正特会員の総数の議決権の 3 分の 2 以上の議決により変更することができる。

(解散)

第 46 条 センターは、一般社団法人・財団法人法に規定する事由によるほか、総会において正特会員の総数の半分以上であって、正特会員の総数の議決権の 3 分の 2 以上の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産の贈与)

第 47 条 センターが公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益認定法第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を 1 か月以内に、総会の決議により、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 48 条 センターが解散等により清算をするときに有する残余財産は、総会の決議により、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 49 条 センターの公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 11 章 事務局

(事務局)

第 50 条 センターに事務局を置くものとし、事務局の組織及び運営に関して必要な事

項は理事会で定めるものとする。

第12章 雑則

(出資)

第51条 センターが保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、センターの運営に必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 センターの最初の理事長は善生利弘、常務理事は飯尾徹とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、平成25年5月29日から施行する。

附 則

この定款は、平成26年5月28日から施行する。

附 則

この定款は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この定款は、令和6年5月29日から施行する。